

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）25条2項の規定に基づく各保護変更決定処分に係る各審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件各審査請求は、いずれも棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件各審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、請求人に対し、平成30年9月14日付けの各通知書で行った法25条2項の規定に基づく各保護変更決定処分（内訳は別紙のとおり。以下、別紙の番号順に「本件処分1ないし3」といい、併せて「本件各処分」という。）について、それぞれの取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由により、本件各処分は違法又は不当であると主張する。

本件各処分は、法63条に基づくものと考えられるが、処分庁の間違いによるもので、請求人に責任はない。現在も、請求人は生活保護を受給中であり、毎月の収入は最低生活費であり、返済の余裕はない。本件各処分の返還額の決定は、被保護者である請求人の資産や収入の状況等検討すべき諸事情についての具体的な事実の基礎を欠き、また、判断の過程において考慮すべき事情を考慮しないことによりその内容が生活保護法の目的や社会通念に照らして著しく妥当性を欠くものと認められるから、処分庁に与えられた裁量権の

範囲を逸脱し又は濫用したものとして違法である。

第4 審理員意見書の結論

本件各審査請求はいずれも理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用して棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和2年 1月28日	諮問
令和2年 6月19日	審議（第43回第2部会）
令和2年 7月17日	審議（第44回第2部会）

第6 審査会の判断の理由

1 法令等の定め

(1) 保護の補足性及び保護の基準について

法4条1項によれば、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとされている。

また、法8条1項によれば、保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとするとしており、保護費は、上記保護の基準に従って、要保護者各々について具体的に決定されるものである。

(2) 収入の認定について

ア 「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日付厚生省発社第123号厚生事務次官通知）の第8・3・(2)・ア・(ア)によれば、恩給、年金、失業保険金その他の公の給付については、その実際の受給額を認定することとされ

ている。

イ 「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日付社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。ただし、平成31年3月29日付社援発第36号厚生労働省社会・援護局長通知による改正前のもの）の第8・1・(4)・アによれば、恩給法、国民年金法、児童扶養手当法等による給付で、6か月以内の期間ごとに支給される年金又は手当については、実際の受給額を原則として受給月から次回の受給月の前月までの各月に分割して収入認定することとされている。

ウ なお、上記ア及びイの各通知はいずれも、地方自治法245条の9第1項及び3項の規定に基づく法の処理基準である。

(3) 職権による保護の変更について

ア 法25条2項によれば、保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とすると認めるときは、速やかに、職権をもってその決定を行い、書面をもって、これを被保護者に通知しなければならないとされている。

イ そして、保護の実施機関の誤りにより保護費の不足又は過払が生じた場合であっても、実施機関が誤りの発見後に再算定を行い、遡及的に正しい扶助額に変更する決定をすることは可能であるが、一般に、最低生活費の遡及変更は、3か月程度（発見月からその前々月分まで）とされ（平成21年3月31日付厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡「生活保護問答集について」（以下「問答集」という。）問13-2・答2及び3。ただし、法80条を適用すべき事情があるときはこの取扱いは認められないとされる。）、また、扶助費支給額の変更決定を行えば生ずることとなる返納額（確認月からその前々月までの分に限る。）を、次回支給月以後の収入充当額として計上してさしつかえない（この場合、最低生活費又は収入充当額の

認定変更に基づく扶助費支給額の遡及変更決定処分を行うことなく、前記取扱いの趣旨を明示した通知を発して、次回支給月以後の扶助費支給額決定処分を行えば足りるものである。)とされている(局長通知第10・2・(8))。

さらに、返納額を収入充当額として計上するのは、必ず次回支給月1回でなければならないわけではなく、「事情に応じて1回又は数回に分割して計上すべきである。」(問答集問13-3・答)とされている。

なお、問答集は、生活保護制度の具体的な運用・取扱いについて問答形式により明らかにするものであり、実務の適切な遂行に資するものとして、その内容も妥当なものであると認められる。

(5) 法80条の規定に基づく返還の免除について

法80条は、保護の実施機関は、保護の変更、廃止又は停止に伴い、前渡した保護金品の全部又は一部を返還させるべき場合において、これを消費し、又は喪失した被保護者に、やむを得ない事情があると認めるときは、これを返還させないことができるものと規定している。

問答集によれば、法80条は、保護の変更、廃止又は停止に伴い、前渡した保護金品の全部又は一部を財務処理上「戻入」すべき返還額の免除に係る規定であって、当該返還義務は、民法703条(不当利得の返還義務)により生じるものであるとされ。一方、法63条の規定は、資力があるにもかかわらず保護を受けた者があるときに、特別に費用返還義務を定めたものであり、両者の返還義務は異質なものであるとされている(問答集問13-17・答)。

2 これを本件についてみると、以下のとおりである。

- (1) 請求人は平成29年9月分から老齢基礎年金の支給を受けることとなり、処分庁は同年10月分及び11月分の収入として、そ

れぞれ 22, 273 円ずつ認定を行った。

そして、処分庁は、同年 12 月 1 日付けで、請求人の毎月の老齢基礎年金に係る収入を 44, 547 円とするデータをシステムに入力したが、その後、請求人の介護保険料に係るデータを入力したため、システムの設定により、同日付けで入力した毎月の老齢基礎年金に係るデータが反映されなくなり、請求人の老齢基礎年金に係るシステム上の毎月の収入額が 22, 273 円に戻ってしまった。その後、平成 30 年 9 月の課税調査により、請求人の老齢基礎年金に係る収入金額の誤りに気付いた処分庁は、これらの誤りの修正及び企業年金の収入認定を行うため、同月 14 日付けで、遡及変更が可能な同年 7 月分ないし 9 月分の保護費について変更する本件各処分を行ったことが認められる。

以上によれば、本件各処分は、いずれも上記 1 の法令等にとつて適切になされたものであり、違法・不当な点は認められない。

(2) 返還義務の範囲について

平成 30 年 7 月分ないし 9 月分の各保護費については、本件各処分の結果、各月の既支給額との各保護費の差額（いずれも既支給額のほうが過大となっている。）は、その支給根拠を失ったのであるから、請求人は民法 703 条により過支給分の返還義務を負うことになる。

法 80 条は、処分庁が被保護者にやむを得ない理由があると認めるときは、返還させないことができる旨規定しているが、その判断は、処分庁の合理的な裁量に基づくものと考えられ、本件各処分を行うに当たって、被保護者の死亡又は移管のときに限って認められるとして、本件各処分に係る要返納額について、法 80 条を適用しないとした処分庁の判断が不合理であるとは認められない。

(3) 本件各処分の決定内容は、処分庁が、請求人に対し、平成 30

年6月29日付けで行った保護変更決定処分において、請求人の収入認定額を各月とも19,473円としていたところ、これを増額認定して平成30年7月分については41,747円、同年8月分及び9月分については各56,087円と変更した（その結果、同年7月分については22,274円、同年8月分及び9月分については各36,614円の返納額が生じた）ことに尽きるものである（平成30年7月3日付保護変更決定においては、支払方法の変更のみで保護費の変更はなかった。）から、本件各処分通知書に記載された各月分の保護費の算定に係るその余の部分は、本件処分における決定事項ではないため、本件各審査請求手続においては争う余地のないものである。

ただし、この機会に平成30年7月分ないし同年9月分の各最低生活費等の算定についても、一応確認を行っておくこととする。

ア 請求人の最低生活費

請求人の平成30年7月分ないし9月分の最低生活費は、保護基準が定める年齢別、世帯構成別、所在地域別などの区分（請求人の場合、75歳以上・1人世帯・1級地－1の各区分に該当する。）に当てはめると、基準生活費の額は、保護基準別表第1・第1章・1・(2)・アにより、第1類の表【省略】に定める世帯員の年齢別の基準額②【33,830円】を世帯員ごとに合算した額に次の逡減率の表【省略】中率②の項に掲げる世帯人員の数に応じた率【1.0000】を乗じて得た額及び第2類の表【省略】に定める基準額②【40,800円】の合計額（以下「合計額②」という。）であり、74,630円となる。これに請求人の宿泊料日額2,200円に各当該月の日数をかけた金額である住宅扶助を合わせたものが、請求人の当該各月の最低生活費（平成30年7月分142,830円、同年8月分142,830円、同年9月分140,630円）となる。

イ 本件処分1

上記アで求めた平成30年7月分の最低生活費142,830円から、収入充当額41,747円を控除して、正当な保護費を101,083円と算定した（既に123,357円支給済みであったことから、22,274円の要返納額が生じた。）。

ウ 本件処分2

上記アで求めた平成30年8月分の最低生活費142,830円から、収入充当額56,087円を控除して、正当な保護費を86,743円と算定した（既に123,357円支給済みであったことから、36,614円の要返納額が生じた。）。

エ 本件処分3

上記アで求めた平成30年9月分の最低生活費140,630円から、収入充当額56,087円を控除して、正当な保護費を84,543円と算定した（既に121,157円支給済みであったことから、36,614円の要返納額が生じた。）。

オ 以上によれば、本件各処分の保護費の算定に違算は認められない。

3 請求人の主張についての検討

請求人は、第3のとおり主張する。

しかし、本件各処分は法63条に基づくものではなく、保護変更決定により行われた本件各処分に違法又は不当な点がないことは上記2のとおりであるから、請求人の主張には理由がない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件各処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適法性や法

令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

近藤ルミ子、山口卓男、山本未来

別紙(略)